

令和5年度（補正予算）「商用車の電動化促進事業」に係る電動車の申請受付を開始します。

一般財団法人環境優良車普及機構では、2050年カーボンニュートラルの達成を目指して、環境省、国土交通省、経済産業省が連携のもと、令和5年度から運送事業者等の使用する自動車についての電動化（※1 BEV、PHEV、FCV）を推進するため、電動車を導入する際に購入資金の一部を支援する「商用車の電動化促進事業」を行っています。

令和5年度の補正予算では、これまでの電動車に加えて※2充電設備についても補助対象となりました。

※1 BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド自動車、FCV：燃料電池自動車

※2充電設備については、本補助事業において、車両導入と一体的に行われたもので、事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置する充電設備に限ります。

令和5年度（補正予算）「商用車の電動化促進事業」に係る電動車の申請受付を、本日（3月8日（金））から開始しましたのでお知らせいたします。

特例として充電設備について令和5年度（当初予算）で電動車を導入し、かつ経済産業省のインフラ設置事業による支援を受けていない場合、導入した車両数に相当する充電設備（車両数 \geq 口数）の申請が可能です。なお、申請については、営業所ごとに申請してください。

事業概要（公募開始、補助対象事業者、補助対象車両、申請要件など）

○公募開始：令和6年3月8日（金）～ 公募締切：令和7年1月31日（金）

○補助対象事業者は、以下の要件のいずれかに該当する者（事業規模の制限はありません。）

- (1) 貨物自動車運送事業者
- (2) 自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者（車両総重量2.5トン超の車両に限る。）
- (3) 商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者（(1)、(2)、(4)に貸渡しする者に限る。）
- (4) 地方公共団体
- (5) その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者

なお、(4)を除く者のうち、地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和2年度CO₂排出量が20万t以上の者（以下「多排出者」という。）については、交付申請日または令和6年6月30日のいずれか遅い日までに以下（i）および（ii）のCO₂排出削減のための取組の実施について表明する者に限ります。なお、GXリーグに参加する者については、これらの取組を実施する者とみなしています。

（i）令和7年度及び令和12年度の国内におけるScope 1（事業者自ら排出）・Scope 2（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するCO₂排出削減目標を設定し、公表してください。また、令和6年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表してください。

（注）第三者検証については、「GXリーグ第三者検証ガイドライン」に則ること。

（ii）（i）で掲げた目標を達成できない場合にはJクレジット若しくはJCMその他国内のCO₂排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表してください。

○その他 詳細についてはLEVOホームページに掲載する予定。

○問い合わせ先

一般財団法人環境優良車普及機構

商用車の電動化促進事業執行グループ

〒160-0004

東京都新宿区四谷二丁目14番地8 YPCビル8階

車両担当 岩崎、添田

TEL : 03-5944-0883

FAX : 03-5944-0878

Email : evhojo@levo.or.jp

充電設備担当 坂本、山田

TEL : 03-5341-4728

FAX : 03-5341-4729

Email : juhojo@levo.or.jp